佐呂間町津波避難計画

令和6年3月 佐呂間町防災会議

目 次

第1章 総 則

- 1 目的
- 2 計画の修正
- 3 用語の意義

第2章 避難計画

- 1 津波到達予想時間の設定
- 2 避難可能距離の設定
- 3 津波避難計画 (避難対象地域、避難目標地点、避難路・避難経路、避難困難地域等)

第3章 初動体制

- 1 職員の連絡・参集体制
- 2 配備体制
- 3 津波情報等の収集・伝達
- 4 避難誘導等に従事する者の安全確保

第4章 避難指示の発令

- 1 発令基準
- 2 伝達方法

第5章 津波対策の教育・啓発

- 1 津波警戒の周知徹底
- 2 津波防災知識の普及・啓発
- 3 学校等教育関係機関における津波防災思想の普及
- 4 防災リーダーの育成

第6章 津波避難訓練の実施

第7章 積雪·寒冷地対策

- 1 冬期道路交通の確保
- 2 避難対策・避難生活環境の確保
- 3 電力の確保
- 4 緊急通信ネットワークの確保
- 5 雪崩対策
- 6 水門等の作動の確保
- 7 救助・救出体制の強化

第8章 その他の留意点

- 1 観光客等の避難対策
- 2 災害時要配慮者の避難対策
- 3 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進

第1章 総 則

1 目的

この計画は、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から2、3日の間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

3 用語の意義

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水想定地域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、佐呂間町(以下「町」という。)が指定するものをいう。

(3) 避難目標地点

津波の危険から、とりあえずの生命の安全を確保するために避難対象地域の外に定める 地点で、住民等が設定する避難の目標地点をいう。

(4)避難路、避難経路

避難するための経路で、町や住民等が指定・設定するものをいう。

(5) 避難場所

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に町が指定するものをいう。

(6) 避難困難地域

津波の到達時間までに避難対象地域の外、又は避難場所まで避難することが困難な地域をいう。

※(4)を総称して「避難経路」、(3)、(5)を総称して「避難先」という。

第2章 避難計画

1 津波到達予想時間の設定

この避難計画は北海道が令和5年2月に設定・公表した、北海道オホーツク海沿岸の津波浸水想定に基づき、津波到達予想時間を次のとおり想定する。

(小羊科) 上方	最大津波高	影響開始時間	第1波	具十冰
代表地点名	取入伴仮向	± 2 0 cm	第Ⅰ 极	最大波
浜佐呂間漁港	0.9m	_	53分	70分
富武士漁港	1. 1 m	41分	41分	41分
富武士漁港若里分港	1. 2 m	36分	36分	44分

2 避難可能距離の設定

避難可能距離は、下式により算出し、次表のとおり設定する。

避難可能距離 (m) =歩行速度 (m/秒) × (津波到達予想時間-5分)

- ※歩行速度は1.0 m/秒(老人自由歩行速度、群集歩行速度、地理不案内者歩行速度等) とする(「津波避難計画策定指針(北海道)」より)。
- ※避難開始までの時間を、地震発生後5分後とする(「津波避難計画策定指針(北海道)」 より)。

代表地点名	津波到達予想時間	避難可能距離	備考
浜佐呂間漁港	53分	2, 880 m	
富武士漁港	41分	2, 160m	
富武士漁港若里分港	36分	1, 860 m	

3 津波避難計画

この避難計画では北海道が設定・公表した津波浸水想定区域に加え、安全を考慮し、標高 3.0mの地域をバッファゾーンとして設定する。避難対象地域、避難目標地点、避難路・ 避難経路、避難場所等は次表のとおりとする。

避難対象地域名	避難目標地点	避難路・避難経路 (幅員含む)	避難場所・避難所	避難困難地域	備 考 (自動車の利用等)
浜佐呂間 日の出町・仲町 140世帯 249人	浜佐呂間小学校 周辺	国道238号 幅員7.0m 町道浜佐呂間市街 幅員5.5m 町道浜佐呂間川沿 幅員5.5m	浜佐呂間小学 校	_	国道238 号佐呂間大 橋は通行禁 止
浜佐呂間 汐見町 51世帯 127人	真光寺周辺 農協麦乾燥工場 施設周辺	国道238号 幅員7.0m 道道キムアネップ 岬浜佐呂間線 幅員5.5m 町道浜佐呂間湖岸 幅員5.5m		_	国道238 号佐呂間大 橋は通行禁 止
幌岩 中央 6世帯 12人 幌岩第1 20世帯 34人	幌岩公民館周辺 国道238号 浜佐呂間方面	国道238号 福員7.0m 道幅員7.次 岬浜佐呂間線 幅員5.5m 町道幌岩13。 町道幌岩25。 町道幌岩25。 町道幌岩25。 町道幌岩25。 町道幌岩5.5m	幌岩公民館	_	国道238 号幌岩橋は 通行禁止
富武士 共和・共栄 新栄・樺太 86世帯 210人	漁村環境改善総 合センター周辺 国道238号 浜佐呂間方面	国道 2 3 8 号 幅員 7.0 m 道富	漁村環境改善 総合センター	_	国道238 号富武士橋 は通行禁止
富武士 浜登加呂地 7世帯 20人	国道238号 若里方面	国道238号 幅員7.0m 町道トカロチ幹線 幅員5.5m 町道トカロチ湖岸 幅員3.5 m		-	
若里 第一 67世帯 163人	国道238号 計呂地方面 国道238号 富武士方面	国道238号 幅員7.0m 町道若里浜 幅員6.0m 町道若里浜西2線 幅員5.5m 町道若里湖岸 幅員5.5m		_	国道238 号床丹橋及 び町道若里 湖岸道路浜 大橋は通行 禁止

世帯数、人口については、令和6年2月末現在

《バッファゾーン》予測上は浸水しないが予測の不確実性を考慮すると浸水の恐れがある区域。

【避難対象地域・避難経路図】









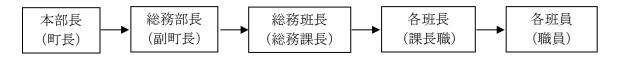
☆ 避難目標地点

第3章 初動体制

1 職員の連絡・参集体制

津波警報及び津波注意報が発表された場合の職員の連絡・参集体制は「佐呂間町地域防災 計画 第6章第2節 災害応急対策計画」に定めるもののほか、連絡を待たずに直ちに参集す るいわゆる自主参集による。

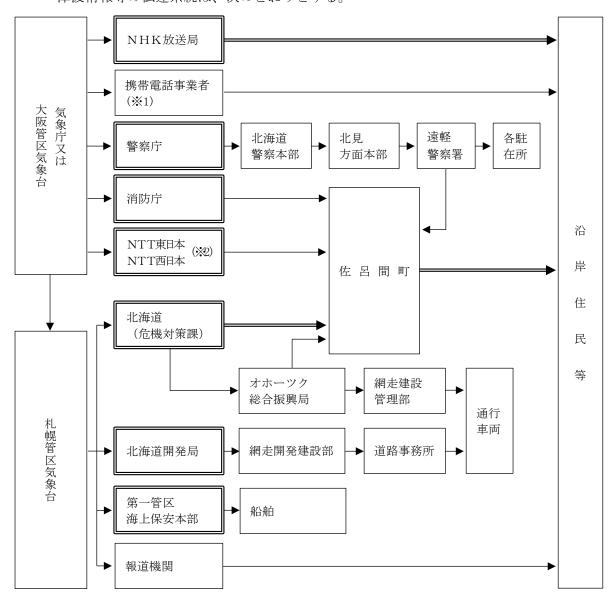
なお、連絡を要する場合は、次の連絡系統により行うものとする。



2 配備体制

区 分	基準	動員配備人員
警戒配備	津波注意報が発表されたとき	総務課長及び課長職
(第1配備)	震度4の地震が発生したとき	総務課防災担当者
災害警戒本部 (第2配備)	津波警報が発表されたとき 震度5弱、震度5強の地震が発 生したとき	全管理職及び所要人数
災害対策本部 (第3配備)	大津波警報が発表されたとき 震度6弱以上の地震が発生した とき	全職員

- 3 津波情報等の収集・伝達
- (1) 津波情報等の収集・伝達方法 津波情報等の伝達系統は、次のとおりとする。



(二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の大津波警報・警報の通知先

(二重線)は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

─▶ は、放送・無線

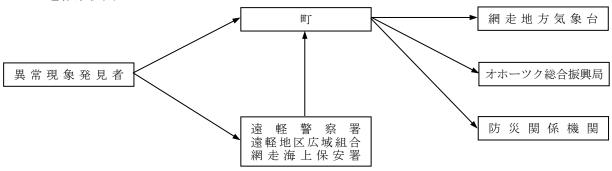
(※1)緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

(※2)NTT東日本・西日本には、大津波警報・津波警報のみ伝達

(2) 異常現象を発見した場合の通報

異常潮位又は異常波浪等異常現象を発見した者(海面監視)は、速やかに町、警察、消防 又は海上保安署に通報する。また、通報を受けた町は、速やかにオホーツク総合振興局及び 網走地方気象台等、防災関係機関に通報する。なお、危険が切迫している場合は、危険区域 の住民等に周知する。

<通報系統図>



4 避難誘導等に従事する者の安全確保

避難広報や避難誘導等を行う職員、消防職員・消防団員、民生委員などの安全確保について、自らの命を守ることが最も基本であり、避難誘導等や避難行動要支援者の避難支援などを行う前提であることを啓発していく。

第4章 避難指示の発令

1 発令基準

種 別	基準	避難対象地域	
	大津波警報が発表されたとき	第2章 3で示した避難対象地	
	津波警報が発表されたとき	域	
	津波注意報が発表されたとき	湖の中や湖岸付近にいる者(観光	
避難指示	強い地震(震度4程度以上)も しくは長時間のゆっくりとし た揺れを感じて避難の必要を 認める場合	客、釣客、漁業関係者、港湾関係 者等)	

【参考】

大津波警報:予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合

津波警報:予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下である場合

津波注意報:予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m以下である場合であって津波によ

る災害のおそれがある場合

高 潮 警 報:潮位が1.1 m以上と予想される場合

2 伝達方法

避難指示の伝達に当たっては、「佐呂間町防災行政無線システム」による各世帯に設置の戸別受信機及び浜佐呂間・富武士・若里の各地区に設置の拡声子局への伝達並びに携帯電話の緊急速報メールの活用により、当該地区の住民等に対して速やかに次の事項について周知徹底を図るとともに、広報車両により当該地区を巡回し、情報伝達の更なる徹底を図る。

また、高齢者、障がい者などの災害時要配慮者への伝達には十分配慮する。

- (1) 避難指示又は高齢者等避難の理由並びに内容
- (2) 避難場所及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等
- (4) 携行品等その他の注意事項
 - ① 携帯品

食料、水筒、タオル、懐中電灯、携帯電話、携帯用ラジオ、着替え、救急薬品、ティッシュ、現金、貴重品等必要最低限のもの

② 火災、盗難の予防措置等

灯油、ガス、水道の元栓閉鎖、電気ブレーカーを落とす、戸締りの確認等

第5章 津波対策の教育・啓発

津波対策の教育・啓発にあたっては、まず、住民等に対して「自らの命は自ら守る」という 観点に立ち、「何より避難」という基本的な事項を周知徹底させ、実行させることが大切である。 こうしたことに配慮して教育・啓発は、各地域の実情(海岸付近の土地利用、地域コミュニティの成熟度、社会的環境の変化等)に応じて実施するものとする。

1 津波警戒の周知徹底

- (1)強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても、長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜等から離れ、安全な場所に避難する等、自主避難を徹底する。
- (2) 地震を感じなくても、津波警報・注意報が発表されたときは、直ちに海浜等から離れ、安全な場所に避難する。
- (3) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車両などで入手する。
- (4) 津波は、繰り返し襲ってくるので警報・注意報解除まで気を緩めない。
- (5) 津波は河川を遡上することがあるため、河川に近づかない。
- 2 津波防災知識の普及・啓発
- (1) 啓発内容
 - ① 津波に対する心得
 - ② 津波に関する一般知識
 - ③ 避難対象地域
 - ④ 災害情報の正確な入手方法
 - ⑤ 救助・救護に関する事項
 - ⑥ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
 - ⑦ 高齢者、障がい者などの災害時要配慮者への配慮
- (2) 普及方法
 - ① ホームページ、SNS等
 - ② テレビ、ラジオ及び新聞の利用
 - ③ 広報紙、広報車両の利用
 - ④ スライド、ビデオ等による普及
 - ⑤ ハザードマップ、パンフレット等の配布
 - ⑥ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- 3 学校等教育関係機関における津波防災思想の普及
- (1) 学校においては、児童生徒に対し、津波の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の 実践活動(地震時における避難、保護の措置等)の習得を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒に対する津波防災教育の充実を図るため、教職員等に対する津波防災に関する研究機会の充実等に努める。
- (3) 津波防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- (4) 社会教育においては、PTA、寿大学、老人クラブ等の各団体の会合や各種研究集会等の機会を活用し、津波の現象、津波に対する心構え等の津波防災知識の普及に努める。
- 4 防災リーダーの育成

消防団員、自主防災組織、ボランティア、事業所の防災担当者等について、普及啓発やワークショップの運営が担当できるリーダーの養成に努める。

第6章 津波避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うため、毎年1回以上の津波避難訓練を含めた防災訓練を実施するよう努めるものとする。特に、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期の 実施に配慮する。

また、避難訓練は、地域住民が参加しやすい時間に設定するとともに、訓練参加者には、津波に関する啓発についても実施し、訓練終了後には訓練内容、方法・問題点等の検証を行う。

第7章 積雪·寒冷地対策

1 冬期道路交通の確保

関係機関等が所管する緊急輸送道路や避難所のアクセス道路についての除雪体制を確保する。また、道路の消融雪施設や流雪溝の施設整備について検討する。

2 避難対策、避難生活環境の確保

積雪等による孤立集落の把握、避難所の暖房設備及び暖房用燃料の備蓄などの配備状況を 把握、確保する。

3 電力の確保

機能が停止した場合の早期復旧対策の確認及び体制を確保する。

4 緊急通信ネットワークの確保 通信機器が停止した場合の住民への緊急情報の伝達手段を確保する。

5 雪崩対策

雪崩危険箇所の把握、緊急点検体制、応急対策の実施方法、避難場所への適切な避難誘導等を確認する。

6 水門等の作動の確保

冬期における作動確認体制を確保し、確実な作動に努める。

7 救助・救出体制の強化

積雪等による自力脱出困難者の救助・救出体制の強化に努める。

第8章 その他の留意点

1 観光客等の避難対策

観光物産協会や宿泊施設等と共同して、観光客等の避難誘導を行う。

- (1)情報伝達
 - ① 観光施設、宿泊施設等の施設管理者に対して、同報無線の個別受信機の設置等により 伝達手段を確保するものとする。
 - ② 利用客への情報伝達方法や避難誘導方法等を定めたマニュアルを定めるものとする。
 - ③ 屋外にいる者に対しては、同報無線の屋外拡声器、サイレン、広報車両等により伝達するものとする。
- (2) 避難場所等の確保、看板・誘導標識の設置

町は、観光客等、地理不案内の外来者に対して、海抜・津波浸水想定区域・具体的な津波襲来時間や高さの表示、避難方向(誘導)や避難場所等を示した案内看板等の設置を必要に応じ検討するものとする。

2 災害時要配慮者の避難対策

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等、いわゆる災害時要配慮者の安全を確保するため、避難対象地域内における災害時要配慮者の現状把握に努めるとともに、住民、自治会及び自主防災組織等の協力を得ながら、災害時要配慮者の避難が的確に行えるよう、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努めるものとする。

(1) 災害時要配慮者の実態把握

町は、消防機関、自主防災組織、自治会、社会福祉協議会、社会福祉施設及び災害時要配慮者関連施設の管理者並びに民生児童委員の協力を得て、災害時要配慮者の実態を把握し、災害時に支援を必要とする災害時要配慮者リストを作成して、災害時の救助活動等に活用するものとする。また、災害時要配慮者に対して効果的な支援ができるよう、町担当部局及び町の地域担当員は、平常時から災害時要配慮者に関する情報を収集し、情報の共有化を図るとともに、自助・共助(地域、近隣)を基本とし、地域ぐるみで災害時要配慮者の避難支援ができるよう、近隣住民の中から避難支援者を定めておくなど、個別避難計画を作成しておくものとする。

(2) 緊急連絡体制・避難体制の整備

町は、地域ぐるみの協力のもとに、災害時要配慮者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図るとともに、避難所や避難路の指定に当たっては、地域の災害時要配慮者の実態に合わせて利便性や安全性を十分配慮するものとする。

(3) 防災教育・訓練の充実等

町は、災害時要配慮者が自らの対応能力を高めるために、個々の災害時要配慮者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図るとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努めるものとする。

(4) 社会福祉施設等の対策

寝たきりの高齢者や障がい者等の利用者、また、入所者が多い社会福祉施設等においては、施設管理者は、施設の災害に対する安全性を高めるために、防災設備等の整備を行うとともに、災害時において迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、緊急連絡体制や避難誘導体制等、利用者や入所者に十分配慮した組織体制を確保するものとする。

(5) 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人をいわゆる災害時要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるものとする。

- ① 多言語による広報
- ② 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- ③ 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

3 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進

大きな災害ほど、住民は「自らの命(地域)は自ら守る」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるとともに、自発的に地域の防災活動に寄与することが求められる。

地域住民がお互いに助け合い、協力しながら円滑に防災活動を行うため、自主防災組織の結成を推進する。

令和3年1月 佐呂間町津波避難計画策定 令和6年3月 一部変更

佐呂間町津波避難計画

発 行 令和3年1月

発行人 佐呂間町防災会議 (事務局 佐呂間町総務課)